

新型コロナウイルス感染症の発生について（市内286例目）

前橋市内で286例目となる新型コロナウイルス感染症の患者を確認しました。
県内2001例目です。

本市では、濃厚接触者の把握を含め、積極的疫学調査、健康観察等を実施しているところです。

市内286例目（県内2001例目）

1 患者情報

- (1) 年代 30代
- (2) 性別 女性
- (3) 居住地 前橋市
- (4) 職業 医療従事者

2 行動歴

- ・勤務 12月18日（金）まで

2 症状及び行動

- ・発症（症状） 12月21日（月）発熱、咽頭痛、倦怠感、関節痛
- ・検体採取日 12月21日（月）
- ・結果判明日 12月23日（水）
- ・入院（予定）調整中

※現在、容態は安定している。

4 濃厚接触者

- ・知人1人

埼玉県内の保健所より前橋市内在住者の新型コロナウイルス感染症発生届の送付を確認しました。本件は、埼玉県内の保健所に届出が提出されており、本市及び群馬県の発生患者数には含まれません。

1 患者情報

- (1) 年代 30代
- (2) 性別 男性
- (3) 居住地 前橋市
- (4) 職業 無職

2 症状及び行動

- ・発症（症状） 12月18日（金）発熱38.4℃
- ・検体採取日 12月22日（火）
- ・結果判明日 12月22日（火）
- ・入院（予定）調整中

※現在、容態は安定している。

4 濃厚接触者

- ・同居家族2人、知人1人

※濃厚接触が確認された人には、14日間の健康観察と外出自粛を要請するとともに、検査を実施する予定です。検査結果が陽性となった場合は、別途報告します。

市民の方へお願い

新型コロナウイルス感染症に関連して、不当な差別や偏見をなくしましょう。

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別を行うことは許されません。

公的機関の提供する正確な情報を入手し、冷静な行動に努めましょう。

報道関係者の皆様へのお願い

引き続き調査を行い、必要な情報は随時発表いたします。

感染症法第16条第1項の規定に基づき、感染症の予防のため情報の公表を行いますが、同第2項により個人情報の保護に留意する必要があります。報道機関各位におかれましては、報道に当り、プライバシーの保護にご配慮ください。

本件に関するお問い合わせ先

保健予防課 感染症対策係

電話 <平日> 直通 / 027-220-5779

<夜間・休日> 027-224-1111 (当直室) から内線84-2216へ